

OKBアジア共立会会員規約

第1条（構成および事務局）

1. OKBアジア共立会（以下「共立会」という。）は、海外と関わりのあるビジネスを行い、あるいは計画・検討し、かつ「共立会」のサービス（以下「会員サービス」という。）を希望する個人事業主・法人で構成します。
2. 「共立会」は会員制とし、会員として登録された個人事業主・法人のみが本規約に定める「会員サービス」を利用できます。
3. 「共立会」の事務局（以下「事務局」という。）は、株式会社大垣共立銀行（以下「銀行」という。）に置きます。

第2条（会員資格）

1. 入会を希望する個人事業主・法人は「『OKBアジア共立会』入会申込書兼口座振替依頼書」（以下「入会申込書」という。）に必要事項を記入して入会を申し込むものとし、「事務局」が入会に同意した後、会員となります。
2. 「事務局」が所定の手続きを完了した会員を会員名簿に登録した後、会員は本規約に基づく「共立会」の各種サービスを利用できます。
3. 会員は、その会員資格を他に譲渡することはできません。

第3条（会費）

1. 会費は年間33,000円（消費税含む）とし、口座振替にて納付するものとします。口座振替日は毎年入会月の翌月15日（祝休日の場合は翌営業日）とします。
2. 一旦納入いただいた会費は、「銀行」が認める理由がある場合を除き、返還できません。

第4条（「会員サービス」の利用）

1. 会員に提供するサービスは次の通りとします。
 - ① 「OKB海外サポートデスク」サービス※1
 - ② 外国送金手数料割引サービス
 - ③ 海外旅行（出張）手配サービス
 - ④ 海外関連情報の定期的発信（一部資料については電子メールにて配信します。）
 - ⑤ セミナー、海外進出個別相談会、経済視察ツアー等の開催
 - ⑥ 会員専用ホームページの利用 等
- ※1 業務提携先等の海外拠点の内、特定の拠点を「OKB海外サポートデスク」サービス提供拠点とし、現地情報の提供・専門コンサルタントの紹介などのサービスを提供します。
2. 経済視察など実費を伴うサービスについては別途費用が必要となる場合があります。また、依頼内容によっては会員の意向に添えない場合があります。
 3. 「会員サービス」を受ける際に発生するメール受信やホームページ閲覧等に必要な通信費用の一切は会員が負担するものとします。
 4. システムのトラブル、火災、天災、停電などにより、一時的にサービスを中断する場合があります。

第5条（アカウント）

1. 会員は自らの責任において、ログインIDおよびメールアドレス、パスワード（以下、併せて「アカウント」という。）を使用し、管理するものとします。
2. 会員は、「アカウント」の譲渡売買、貸与等の行為は一切できません。
3. 「アカウント」使用上の過失および第三者の利用に伴う損害について、「銀行」に重大な過失がある場合を除き、「銀行」は一切の責任を負わないものとします。
4. 会員は、「アカウント」の盗難、第三者による不正使用などがあった場合、直ちに「事務局」へその旨届け出るとともに、「事務局」からの指示に従うものとします。
5. 会員が第三者の「アカウント」を不正に使用し、当該第三者または「銀行」に損害を与えた場合、会員はこれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

第6条（秘密保持）

「事務局」は、会員から知り得た会員の情報および会員から依頼されたサービス内容に関して秘密を保持し、会員の同意なく第三者に開示しません。ただし、法令等に基づき、裁判所・警察などの公的機関からの開示の要請があった場合には、当該公的機関に開示する事があります。

また、会員は「事務局」から提供された情報やサービスの成果に関して、「事務局」の許可なくそれを他の目的に流用すること、あるいはみだりに公開、メール転送することを禁止します。

第7条 (会員情報の取り扱い)

1. 入会手続き、「会員サービス」の利用等に伴い、「事務局」が取得する会員に関する情報（「アカウント」を含み、以下「会員情報」という。）は、「事務局」から会員に対して、「共立会」の運営上必要な通知や「会員サービス」上の告知・連絡等の各種情報を電子メール、電話、郵便等の通信手段でお知らせする際に利用するものとします。
2. 「事務局」は、会員が申告する「会員情報」の全ての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めません。
3. 「会員情報」に変更が生じた場合、会員は速やかに所定の手続きを行うものとします。当該変更・修正を怠り、「事務局」からの通知が到達しなかった場合等当該変更・修正登録がなされなかったことにより生じた損害について、「銀行」は一切責任を負いません。

第8条 (禁止事項・遵守事項)

1. 会員専用ホームページの掲載内容等、「共立会」から得た情報を「事務局」の許可なく他に転用、流用することはできません。
2. 会員は自己の責任において「会員サービス」を利用するものとし、他の会員および第三者に対し迷惑を及ぼさないものとします。
3. 会員は「会員サービス」を利用するにあたり、以下に該当する(またはそのおそれがあると「銀行」が判断する)行為を行わないものとします。
 - ① 公序良俗に反する行為
 - ② 犯罪行為、または犯罪行為を教唆、幫助、助長する行為
 - ③ 法令等に違反する行為
 - ④ 会員専用ホームページの利用においてその運営を妨害、あるいは「銀行」の信用を毀損する行為
 - ⑤ 会員専用ホームページの利用において、「アカウント」を不正に使用する行為
 - ⑥ その他、「共立会」の趣旨から著しく逸脱した行為

第9条 (退会および会員資格の喪失)

1. 会員は、「『OKBアジア共立会』退会届」（以下「退会届」という）を「銀行」に提出することにより退会することができます。退会は「退会届」が「事務局」に到着した時点で有効となります。
2. 次の各項に該当する場合、「事務局」は会員の会員資格を抹消します。
 - ① 個人事業主が死亡した場合
 - ② 法人会員が倒産、解散などにより消滅した場合
 - ③ 「アカウント」を不正に利用した、または使用させた場合
 - ④ 本規約に違反した場合
 - ⑤ 「事務局」が会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合
3. 資格を抹消する場合、その会員が「共立会」に対して保有する全ての権利を失うものとします。

第10条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、自己または自己の代理人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 「銀行」は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らかの催告を要せずして、会員資格を抹消することができるものとします。
 - ① 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
 - ② 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - ③ 第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
4. 前項の規定により会員資格を抹消された場合には、会員は「銀行」に対し、会員資格の抹消により生じた損害を賠償しなければならないものとします。また、会員は、会員資格の抹消により生じた損害について、「銀行」に対し何らの請求もすることができないものとします。

第11条（損害賠償）

「会員サービス」の提供によって生じた、会員および会員以外の第三者の損害について、「銀行」は重大な過失がある場合を除き、賠償の責任を負わないものとします。

第12条（届出事項の変更）

会員は、代表者あるいは担当者、連絡先など「入会申込書」記載事項に変更があった場合は、速やかに「『OKBアジア共立会』登録情報変更届」にて「事務局」に届け出るものとします。

第13条（規約の改定）

1. この規約の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、電子メール配信による通知その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、通知等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第14条（免責）

1. 「事務局」は以下に該当する場合、会員の承諾なしに、「会員サービス」の全部または一部を中断、停止する場合があります。この場合において、会員や第三者に損害や不利益が発生した場合も、「銀行」はその賠償や不利益を一切負担しないものとします。
 - ① 会員専用ホームページのネットワークシステム定期保守、更新ならびに緊急事態発生の場合
 - ② 天災等の不可抗力により、サービス提供が困難な場合
 - ③ その他、不測の事態により、サービス提供が困難な場合
2. 「事務局」は、会員の承諾なしに、サービス内容の変更、追加、または中止をする場合があります。この場合に会員に損害や不利益が発生しても、「銀行」はその賠償や不利益を一切負担しないものとします。
3. 会員が「会員サービス」の利用を通じて得た情報に起因して損害が生じた場合、「銀行」は一切の責任を負わないものとします。
4. 「銀行」は、会員専用ホームページ、サーバ、ドメインなどから送られるメールなどに各種ウィルスなどの有害な情報が含まれていないことを保証しません。

第15条（附則）

本規約は、平成25年2月1日より施行します。

- ・平成26年 3月 1日 改定
- ・令和 元年 10月 1日 改定
- ・令和 元年 12月20日 改定